

交野市ごみ減量化・リサイクル推進市民会議設置要綱

(目 的)

第1条 交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第8条に基づく、ごみ減量・リサイクル推進を、自らの生活環境を守る問題として正しく認識し、ごみ減量・リサイクル推進に対する市民意識の向上と、良好な生活環境づくりを協議し、その実践活動を通して「環境にやさしい交野」を育成するとともに、交野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げられたリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（断る）の4Rの推進に取り組むため、交野市ごみ減量化・リサイクル推進市民会議（以下「4R市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 4R市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ごみの減量に関すること。
- (2) 資源分別と再利用に関すること。
- (3) ごみの排出マナーと意識高揚に関すること。
- (4) ごみの不法投棄防止に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(組 織)

第3条 4R市民会議の委員は、別表に掲げる者から市長が委嘱する。

(役 員)

第4条 4R市民会議に会長、副会長及び幹事の役員を置く。

- 2 会長（1名）、副会長（2名）はそれぞれ区長会の会長、副会長をもって宛てる。
- 3 会長は、4R市民会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故あるときあるいは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 5 幹事は、各地区2名とする。

(任 期)

第5条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、幹事会において選任する。ただし、任期については前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 4 R 市民会議の会議は、総会及び幹事会とする。

2 総会及び幹事会は、会長が招集する。

3 総会は、委員をもって構成し、第2条に掲げる事項について協議する。

4 総会は、委員出席者の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、4 R 市民会議の円滑な運営、調整を図る。

6 会長が特に必要があると認める場合は、会議を書面により開催することができる。この場合における第4項中「委員出席者」とあるのは「委員」とする。

(検討部会)

第7条 特定のテーマについて調査、研究及び実践活動を推進するため、4 R 市民会議に検討部会を設置することができる。

2 検討部会の名称、部会委員数等は、別に定める。

(事務局)

第8条 4 R 市民会議の事務を処理するため、環境部内に事務局を置く。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、4 R 市民会議の運営に関し、必要な事項は会長が幹事会の議決を得て別に定める。

附 則 この要綱は、平成5年4月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成7年7月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年5月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年6月3日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年6月22日から施行する。